

## 食品製造用水検査

関係法令: 食品衛生法

\* 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品B食品一般の製造、加工及び調理基準

\* 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易水道により供給される水又は次の表に掲げる事項の規格に適合する水をいう。

項目	基準値
一般細菌	100以下/mL
大腸菌群数	検出されないこと
カドミウム	0.01 mg/L以下
水銀	0.0005 mg/L以下
鉛	0.1 mg/L以下
ヒ素	0.05 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
フッ素	0.8 mg/L以下
有機リン	0.1 mg/L以下
亜鉛	1.0 mg/L以下
鉄	0.3 mg/L以下
銅	1.0 mg/L以下
マンガン	0.3 mg/L以下
塩素イオン	200 mg/L以下
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下
蒸発残留物	500 mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L以下
フェノール類	フェノールとして0.005 mg/L以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10 mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下